

新型コロナウイルス感染が拡大している州からニューヨーク州等3州への移動制限

●6月24日、ニューヨーク州、ニュージャージー州及びコネチカット州の3州は、フロリダ州を含む新型コロナウイルス感染が拡大している8州(アラバマ州、アーカンソー州、アリゾナ州、フロリダ州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ユタ州、テキサス州)から上記3州へ移動する者に対し、14日間の隔離を求める渡航勧告を発表しています(罰金あり)。

●ついでには、フロリダ州からニューヨーク州等上記3州へ移動される場合には、ご注意ください(飛行機の乗換えなど24時間以内の滞在は適用外)。(尚、上記3州からフロリダ州へ移動して来られる際も、3月末から空港での検疫及び14日間の隔離等が求められています。)

●また6月30日、対象州が更に8州から16州へと拡大されました。よって、対象州より上記3州へ移動される場合にも御留意願います。

1. 対象州(6月30日時点で16州)

(1)新規追加8州:カリフォルニア、ジョージア、アイオワ、アイダホ、ルイジアナ、ミシシッピ、ネバダ、テネシー各州

(2)従前の8州:アラバマ、アーカンソー、アリゾナ、フロリダ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テキサス、ユタ各州

※対象州は随時更新されるため、最新情報については下の7にある3州の関連サイトで確認をお願いします。

2. 隔離を実施する期間:対象州を離れた日から14日間

3. 隔離の対象者:対象州からNY州・NJ州・CT州に移動する全ての者

※NY州・NJ州・CT州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含みます。

※NY州・NJ州・CT州に移動するために対象州を一時的に通過する場合(但し、24時間以内)は、本勧告の対象とはなりません。例:飛行機・バス・鉄道の乗り継ぎ、車・バス・鉄道の休憩施設での停車

4. 対象州となる基準:直近7日間の平均で、陽性者数が10万人当たり10人以上又は陽性率が10%以上の州

5. 罰金：違反者には罰金を科すことがあります。

※NY州の罰金：初回2000ドル，2回目5000ドル，それ以降1万ドル

6. その他留意事項：3州への移動そのものを禁じるものではありません。

7. 各州のサイト

- ニューヨーク州：<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

- ニュージャージー州：<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/general-public/are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey-should-i-self-quarantine-if-i-have-recently-traveled>

- コネチカット州：<https://portal.ct.gov/Coronavirus/Covid-19-Knowledge-Base/Travel-In-or-Out-of-CT>

●今後の感染状況によって対象となる州が変更されたり、他の州が同様の制限を発表したりすることもあり得ますので、州を越える移動の際には、情報収集に努めてください。詳しくは以下をご参照ください。

<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話：305-530-9090 FAX：305-530-0950

代表 HP：<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>
